

貸会場等設置事業者緊急支援金 募集要項

稚内市では、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止の観点から、多数人でのイベントや懇親会等の開催自粛が継続していることに鑑み、貸会場等を有する事業者に対して、支援金を給付します。

【 支 援 金 概 要 】

給付対象者	<p>■次に掲げる要件を全て満たしている事業者の方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において、飲食店又は宿泊施設を営む法人又は個人事業者であること。 ・32.4㎡(20畳)以上の貸会場等(※1)を有すること。 ・団体客の受入れの実績があり、かつ、申請日以降、実際に団体客の受入れが可能であること。 ・北海道が提唱する新北海道スタイルを実践していること。 ・市内で事業を継続する意思があること。 								
支援金額	<p>■貸会場等の面積(※2)に応じて、次のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸会場等の面積</th> <th>支援金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32.4㎡以上 100㎡未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>100㎡以上 200㎡未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	貸会場等の面積	支援金額	32.4㎡以上 100㎡未満	20万円	100㎡以上 200㎡未満	50万円	200㎡以上	100万円
貸会場等の面積	支援金額								
32.4㎡以上 100㎡未満	20万円								
100㎡以上 200㎡未満	50万円								
200㎡以上	100万円								
申請期間	令和2年11月11日(水)～令和3年2月1日(月)【当日消印有効】								
申請方法	<p>■下記の書類(※3)を郵送にて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 給付申請書 ② 誓約書 ③ 各種法規に基づく許可書等の写し ④ 貸会場等の面積が確認できる書類 ⑤ 貸会場等の営業実態が確認できる書類 ⑥ 貸会場等の状況写真 ⑦ 「新北海道スタイル」安心宣言を掲示していることが確認できる書類 ⑧ 通帳の写し ⑨ 本人確認書類(個人事業者のみ) 								
郵送先 問合せ先	<p>〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所内 「貸会場等設置事業者緊急支援金」事務局 【電話】0162-23-6197(直通) 【受付時間】平日 8時45分～17時30分</p>								

※1 「貸会場等」とは、会食を伴う集会に使用することを主目的として設けられた貸会場、貸ホール又は貸スペースであって、専らその目的のために利用されているものをいいます。

小上がりを含む通常の飲食営業スペース、宿泊者向けの朝食等に利用されるレストラン、会議室等は該当になりませんので、注意してください。

※2 32.4㎡以上の貸会場等を複数有する場合、それぞれの貸会場等の面積を合算した面積に基づき、支援金額を決定します。

※3 申請に必要な様式は、市ホームページに掲載しているほか、市役所本庁舎・宗谷支所・沼川支所にも用意しています。

1 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

(1) 稚内市内において、飲食店又は宿泊施設(以下「対象施設」という。)を営む法人又は個人事業者であること。

※稚内市外に本社を置く法人、稚内市外に住所を有する個人事業者を含みます。

(2) 対象施設に 32.4 m²(20畳)以上の貸会場等を有すること。

※「貸会場等」とは、会食を伴う集会に使用することを主目的として設けられた貸会場、貸ホール又は貸スペースであって、専らその目的のために利用されているものをいい、小上がりを含む通常の飲食営業スペース、宿泊者向けの朝食等に利用されるレストラン、会議室等は該当になりません。

(3) 団体客の受入れの実績があり、かつ、申請日以降、実際に団体客の受入れが可能であること。

(4) 北海道が提唱する新北海道スタイルを実践していること。

(5) 稚内市内で事業を継続する意思があること。

(6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が稚内市暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しないこと。

2 申請手続き等

(1) 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

① 稚内市ホームページ(下記URL)より、申請書類等をダウンロードすることができます。

<https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/kashikaijou.html>

② 稚内市役所本庁舎、宗谷支所及び沼川支所に申請書類等を用意しています。

(2) 申請書類の提出

下記に定める書類を提出してください。

① 貸会場等設置事業者緊急支援金 給付申請書(別記第1号様式)

② 誓約書(別記第2号様式)

③ 各種法規に基づく許可書等の写し

④ 貸会場等の面積が確認できる書類(貸会場等の平面図・パンフレットの写し、間取図など)

⑤ 貸会場等の営業実態が確認できる書類(宴会プラン等が掲載されたパンフレット、ホームページ、広告等の写しなど)

⑥ 貸会場等の状況写真

⑦ 「新北海道スタイル」安心宣言を掲示していることが確認できる書類(写真や自社のホームページなど)

⑧ 通帳(口座名義人、口座番号、預金種別、金融機関名、支店名が分かるページ)の写し

⑨ 本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証など)の写し ※個人事業者のみ

※必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

3 申請受付期間・申請方法

(1) 申請受付期間

令和2年11月11日(水)から令和3年2月1日(月)まで

(2) 申請方法

申請書類を下記の住所へ郵送してください。

※感染症の拡大防止のため、可能な限り、郵送での提出にご協力願います。

【郵送先】 〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所内

「貸会場等設置事業者緊急支援金」事務局

〈郵送にあたっての注意事項〉

- ・簡易書留や一般書留、レターパックプラスなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・令和3年2月1日(月)の消印有効です。
- ・切手を貼付し、裏面には、差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

4 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を給付します。本支援金の給付開始は11月下旬以降、順次給付していくことを予定しています。

※審査の中で不明な点等があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。

万一、申請書送付から1か月程度経過しても通知がない場合は、事務局にご連絡ください。

6 その他

(1) 本支援金給付の決定後、申請要件に該当しない事実や虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。

(2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、稚内市は、支援金の給付対象となる事業に関して必要な検査をし、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

(3) 申請書類に記載された情報は、公的機関(税務当局・警察等)の求めに応じて提供することがあります。